



平成 27 年 12 月 15 日

各 位

東京都千代田区有楽町 2-7-1
パーク 2 4 株式会社
代表取締役社長 西川 光一
(東証一部 コード番号: 4666)
問合せ先 企画管理本部
氏名 佐々木 賢一
役職名 取締役執行役員企画管理本部長
電話番号 03-3213-8910

定款一部変更に関するお知らせ

当社は、平成 27 年 12 月 15 日開催の当社取締役会において、平成 28 年 1 月 27 日開催予定の第 31 回定時株主総会に「定款一部変更の件」を付議することを決議いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

1. 変更の理由

(1) 平成 27 年 5 月 1 日施行の「会社法の一部を改正する法律」(平成 26 年法律第 90 号)(以下、「改正会社法」といいます。)によって、新たに監査等委員会設置会社への移行が可能になりました。当社としては、監査等委員会設置会社の諸制度下で、取締役会の監査・監督機能とコーポレート・ガバナンス体制を一層強化し、さらなる企業価値の向上を図るため、監査等委員会設置会社に移行したいと存じます。

これに伴い、監査等委員である取締役および監査等委員会に関する規定の新設、監査役および監査役会に関する規定の削除等、監査等委員会設置会社への移行に必要な変更を行うものであります。

(2) 改正会社法により、社外取締役の要件が厳格化される一方で責任限定契約を締結することができる取締役の範囲が業務執行取締役等でない取締役に変更されたことに伴い、責任限定契約の対象の変更を行うものであります。なお、この規定の変更につきましては、各監査役の同意を得ております。

(3) その他、表現の修正、条文の追加および削除に伴う条数の変更等、所要の変更を行うものであります

2. 変更の内容

変更の内容は次のとおりです。

なお、本定款変更は、第31回定時株主総会終結の時をもって効力を生ずるものといたします。

(下線は変更部分)

現 行 定 款	変 更 案
第 1 章 総 則	第 1 章 総 則
第 1 条～第 3 条 (条文省略)	第 1 条～第 3 条 (現行どおり)
(機 関) 第 4 条 当社は、株主総会および取締役のほか、次の機関を置く。	(機 関) 第 4 条 当社は、株主総会および取締役のほか、次の機関を置く。
1. 取締役会 2. <u>監査役</u> 3. <u>監査役会</u> 4. <u>会計監査人</u>	1. 取締役会 2. <u>監査等委員会</u> (削除) 3. <u>会計監査人</u>
第 5 条～第 19 条 (条文省略)	第 5 条～第 19 条 (現行どおり)
第 4 章 取締役および取締役会 (員 数)	第 4 章 取締役および取締役会 (員 数)
第 20 条 当社の取締役は、10名以内とする。	第 20 条 当社の取締役(監査等委員である取締役に除く。)は、10名以内とする。
(新 設)	2. <u>当社の監査等委員である取締役は、5名以内とする。</u>

現 行	変 更 案
<p>(選任方法) 第 21 条 取締役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席して、その議決権の過半数をもって行う。</p> <p>2. (条文省略)</p> <p>(任 期) 第 22 条 取締役の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。</p> <p>(新 設)</p> <p>2. 増員または補欠により選任された取締役の任期は、他の在任取締役または退任した取締役の任期の満了する時までとする。</p> <p>(新 設)</p> <p>第 23 条～第 24 条 (条文省略)</p> <p>(取締役会の招集通知) 第 25 条 取締役会は、社長がこれを招集するものとし、その通知は各取締役および監査役に対し会日の3日前までに発するものとする。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。</p> <p>2. 取締役および監査役全員の同意があるときは、招集の通知を省略して取締役会を開催することができる。</p> <p>(新 設)</p> <p>第 26 条 (条文省略)</p> <p>(議 事 録) 第 27 条 取締役会の議事録には、議事の経過の要領およびその結果ならびにその他法務省令に定める事項を記載または記録し、議長ならびに出席した取締役および監査役がこれに記名捺印または電子署名を行う。</p>	<p>(選任方法) 第 21 条 取締役の選任決議は、<u>監査等委員である取締役とそれ以外の取締役とを区別し、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席して、その議決権の過半数をもって行う。</u></p> <p>2. (現行どおり)</p> <p>(任 期) 第 22 条 取締役<u>(監査等委員である取締役を除く。)</u>の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。</p> <p>2. <u>監査等委員である取締役の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。</u></p> <p>3. 増員または補欠により選任された取締役<u>(監査等委員である取締役を除く。)</u>の任期は、他の在任取締役<u>(監査等委員である取締役を除く。)</u>または退任した取締役<u>(監査等委員である取締役を除く。)</u>の任期の満了する時までとする。</p> <p>4. <u>任期満了前に退任した監査等委員である取締役の補欠として選任された監査等委員である取締役の任期は、退任した監査等委員である取締役の任期の満了する時までとする。</u></p> <p>第 23 条～第 24 条 (現行どおり)</p> <p>(取締役会の招集通知) 第 25 条 取締役会の招集通知は、各取締役に対し会日の3日前までに発するものとする。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。</p> <p>2. 取締役全員の同意があるときは、招集の通知を省略して取締役会を開催することができる。</p> <p>(重要な業務執行の決定の委任) 第 26 条 <u>当社は、会社法第399条の13第6項に基づき、取締役会の決議によって重要な業務の執行(同条第5項各号に掲げる事項を除く。)の決定の全部または一部を取締役に委任することができる。</u></p> <p>第 27 条 (現行どおり)</p> <p>(議 事 録) 第 28 条 取締役会の議事録には、議事の経過の要領およびその結果ならびにその他法務省令に定める事項を記載または記録し、議長ならびに出席した取締役がこれに記名捺印または電子署名を行う。</p>

現 行	変 更 案
<p>(社外取締役の責任限定契約) 第 30 条 当社は、会社法第 4 2 7 条第 1 項の規定により、社外取締役との間に、会社法第 4 2 3 条第 1 項の賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は、法令が規定する最低責任限度額とする。</p>	<p>(取締役の責任限定契約) 第 31 条 当社は、会社法第 4 2 7 条第 1 項の規定に基づき、取締役（業務執行取締役等である者を除く。）との間に、会社法第 4 2 3 条第 1 項の賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は、法令が規定する最低責任限度額とする。</p>
<p>(報酬等) 第 31 条 取締役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当社から受ける財産上の利益（以下「報酬等」という。）は、株主総会の決議をもってこれを定める。</p>	<p>(報酬等) 第 32 条 取締役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当社から受ける財産上の利益は、監査等委員である取締役とそれ以外の取締役とを区別して、株主総会の決議をもってこれを定める。</p>
<p>第 5 章 監査役および監査役会 (新 設)</p>	<p>第 5 章 監査等委員会 (監査等委員会の招集通知)</p>
<p>(新 設)</p> <p>(員 数) 第 32 条 当社の監査役は、5 名以内とする。</p> <p>(選任方法) 第 33 条 監査役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の 3 分の 1 以上を有する株主が出席して、その議決権の過半数をもって行う。</p> <p>(任 期) 第 34 条 監査役の任期は、選任後 4 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。 2. 補欠により選任された監査役の任期は、退任した監査役の任期の満了する時までとする。</p> <p>(常勤監査役) 第 35 条 監査役会は、その決議により常勤の監査役を選定する。</p> <p>(監査役会の決議方法) 第 37 条 監査役会の決議は、法令に別段の定めある場合を除き、監査役の過半数をもってこれを行う。</p>	<p>第 33 条 監査等委員会の招集通知は、各監査等委員に対し会日の 3 日前までに発するものとする。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。 2. 監査等委員全員の同意があるときは、招集の通知を省略して監査等委員会を開催することができる。</p> <p>(監査等委員会規則) 第 34 条 監査等委員会に関する事項については、法令または本定款のほか、監査等委員会において定める監査等委員会規定による。</p>
<p>(削 除)</p>	<p>(削 除)</p>
<p>(削 除)</p>	<p>(削 除)</p>
<p>(削 除)</p>	<p>(削 除)</p>
<p>(削 除)</p>	<p>(削 除)</p>
<p>(削 除)</p>	<p>(削 除)</p>
<p>(削 除)</p>	<p>(削 除)</p>
<p>(削 除)</p>	<p>(削 除)</p>
<p>(削 除)</p>	<p>(削 除)</p>
<p>(削 除)</p>	<p>(削 除)</p>
<p>(削 除)</p>	<p>(削 除)</p>
<p>(削 除)</p>	<p>(削 除)</p>

現 行	変 更 案
(議事録)	(削 除)
<u>第 38 条 監査役会の議事録には、議事の経過の要領 およびその結果ならびにその他法務省令に定め る事項を記載または記録し、出席した監査役が これに記名捺印または電子署名を行う。</u>	
(監査役会規則)	(削 除)
<u>第 39 条 監査役会に関する事項については、法令ま たは本定款のほか、監査役会において定める監 査役会規則による。</u>	
(社外監査役の責任限定契約)	(削 除)
<u>第 40 条 当会社は、会社法第 4 2 7 条第 1 項の 規定により、社外監査役との間に、会社法 第 4 2 3 条第 1 項の賠償責任を限定する契 約を締結することができる。ただし、当該 契約に基づく責任の限度額は、法令が規定 する最低責任限度額とする。</u>	
(報酬等)	(削 除)
<u>第 41 条 監査役会の報酬等は、株主総会の決議を もってこれを定める。</u>	
<p style="text-align: center;">第 6 章 計 算</p> <p>第 42 条～第 45 条 (条文省略)</p>	<p style="text-align: center;">第 6 章 計 算</p> <p>第 35 条～第 38 条 (現行どおり)</p>

以 上